

相・続・通・信 第14号

相続手続支援センター



松本駅前店
〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6
TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

長野駅前店
〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地
TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

相続手続支援センター

エンディングノートセミナーを開催します

今年は本当に暑い夏でしたね。お盆が過ぎ、今時期は、「虫の声を耳にする頃」という印象があるのですが、未だ真夏のような気温が続いています。日本気象協会発表によると、向こう一ヶ月の関東甲信越地方の平均気温は、「高い」確率が60パーセントだそうです。引き続き体調管理にお気をつけ下さい。

さて、相続手続支援センターでは、安曇野市、長野市の2会場にて、「エンディングノートセミナー」を開催します。昨年も同セミナーを行い大好評でしたので、今年も企画を致しました。「エンディングノート」皆さんよくご存じのことと思います。ご自身の財産をどうしたいのか？ご自身の介護について、お墓、葬儀の希望について、事前に記しておくノートです。今回、当センター編集制作のエンディングノートを用いて、その書き方についてセミナーを行います。

近年、当センターにみえる方のご相談内容は、単なる不動産・預貯金の相続手続のみならず、多種多様化しています。加えてここ1年内の変化で顕著なのが、跡継問題、お墓の問題です。子は均等に相続する権利を持っていることを皆が知り、浸透しつつある中、加えて近頃は 家を誰が継ぐのか？誰が先祖代々のお墓の管理をするのか？で揉めるケースが増えています。エンディングノートにはそのことを記す項目もございますので、ご自身の相続について考える機会に、そして、跡取りについて、お墓について、考える良い機会にさせていただければ幸いです。

今回、安曇野市と長野市と2カ所で行いますが、**日にちが異なります**ので、お間違えのないようにお越し下さい。
尚、本セミナーは予約制となっております。参加ご希望の方は、下記電話番号までお電話をお願いします。

(安曇野会場)

日程：9月23日(祝)

会場：安曇野市豊科公民館 講座室
豊科総合支所向かいにあります。

時間：9：45～11：45

受付開始：9：15～

講師：打田 明弘

(相続手続支援センター専門相談員)

(長野会場)

日程：9月26日(日)

会場：ホクト文化ホール 第二会議室

時間：9：45～11：45

受付開始：9：15～

講師：浅野 宏充

(相続手続支援センター専門相談員)

持ち物：エンディングノート「わたしの歩いた道」・筆記用具 →

(同センター編集・制作のエンディングノート「わたしの歩いた道」をお持ちでない方には「当日」500円で販売をしています。)



まずは申し込みのお電話、お待ちしております！

安曇野会場 0120 - 97 - 3713 { 09:00～18:00 (月～金)
10:00～19:00 (土日祝)
長野会場 0120 - 49 - 1322 09:00～18:00 (月～金)

相続の現場から

農地法の改正により農地の相続等の届出が必要になります。

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地の確保及びその有効活用を図ることを目的として、農地法等の一部を改正する法律が、平成 21 年 12 月 15 日から施行されました。これまで相続などで農地を取得した場合には、農業委員会への届出義務はありませんでした。そのため、農地の所有者が相続などで変更となった場合には誰が農地を取得したか農業委員会では把握することができず、結果として耕作放棄地、遊休農地等利用されない農地が発生していました。

本改正は、相続等で農地等の名義変更があった場合、新所有者が農業委員会にその旨を届け出る義務を負うことにより、届出のあった農地等が適正かつ効率的に利用されることを目的としています。「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書」

注意事項

届出の期限は、被相続人が亡くなったことを知った日の翌日（権利取得を知った日）からおおむね 10 ヶ月以内です。

この届出は農業委員会が把握するための届出です。権利取得の効力を発生するものではないため、農地等の権利移動は相続登記など正式な手続が必要です。

相続“豆”知識

Q

戸籍の附票って何？

A

戸籍の附票にはその人の住所が記録されています。住所が記録されているものといえば住民票が一般的です。では、住民票と何が違うのでしょうか？

住民票は住所地の役所で管理しているのに対して、戸籍の附票は本籍地の役所で管理しています。例えば、長野市 松本市 伊那市 飯田市と住所を変えた人がいるとします。この人が住所が変わって来たことを証明しなければならない時、飯田市で住民票を取得すると現住所として飯田市の住所、前住所として伊那市の住所が記載されています。松本市と長野市の住所は記載されていません。伊那市で住民票の除票を取得すれば前住所として松本市が、松本市で住民票の除票を取得すれば長野市が・・・というように遡っていけば住民票でも住所の移動が繋がりますが、手間がかかりますし、県外だったら大変です。しかも住民票は除票になってから 5 年間しか保存されないため、5 年以上経つと発行されなくなってしまうため、これを解決するのが戸籍の附票です。戸籍の附票には長野市、松本市、伊那市、飯田市すべての住所が記載されています。転入転出した日付も記載されています。住所が変わってきたことを証明しなければならないときは戸籍の附票を取得することをお勧めします。

今後当センターからのお知らせをご希望されない方は、お手数ですが下記までご連絡をお願い致します。

相続手続支援センター松本店：0120-97-3713 相続手続支援センター長野店：0120-49-1322